

『法と言語 改訂版』

修正箇所一覧

・p.14 下から 6 行目

【誤】焼損させた → 【正】焼損した

・p.18 17 行目

【誤】1 万円である → 【正】1 万円未満である

・p.19 14 行目

【誤】器物破損罪 → 【正】器物損壊罪

・p.20 18 行目

【誤】

刑法では、母胎にすっぽりと入っている胎児を死なせた場合は堕胎罪で 1 年間以下の懲役だが、母胎から胎児が一部でも出ているときに胎児を死なせれば殺人罪で、「死刑、又は、無期若しくは 5 年以上の懲役」(刑法 199 条)と重い刑になる。

↓

【正】

刑法では、母胎にすっぽりと入っている胎児を死なせた場合、堕胎罪で 1 年以下の拘禁刑に処せられる(刑法 212 条)。しかし、母胎から胎児が一部でも出ているときにこれを傷つけて死なせれば、殺人罪が適用されるという考え方もある。この場合、殺人罪として「死刑または無期若しくは 5 年以上の懲役」(刑法第 199 条)と重い刑になる。

・p.23 7 行目

【誤】間接的機能 → 【正】関說的機能

・p.130 6 行目

【誤】国家 → 【正】国歌

・p.201 8 行目

【誤】英語は連合王国とアイルランドと → 【正】英語はアイルランドと

・p.205 22 行目

【誤】7,000 近い → 【正】7,000 余の

・p.210 下から 8 行目

【誤】多言語社会研究会編 → 【正】多言語化現象研究会編

・p.235 下から 2 行目

【誤】多法域主義 → 【正】多法主義

・p.236 20 行目

【誤】行われる位一方 → 【正】行われる一方